

裁判員体験者の「心のケア」に「アフターケア・グループ」導入の提言

2009年5月20日

最高裁判所長官

竹崎博允 殿

NPO 法人朝日カウンセリング研究会
理事長 濱田華子
裁判員制度プロジェクトチーム
チーフ 西村寛子
(チーム構成員は、別紙1の通り)

1. はじめに

NPO 法人朝日カウンセリング研究会 (ACO) は、1979 年設立後 2004 年に NPO 法人格を取得し、カウンセリング事業を行ってきました。事業内容としてカウンセリング学習の提供、相談活動 (面接相談、グループ、電話相談)、ボランティア活動等を行ってきました。

2006 年に裁判員制度が開始されるという情報を得て以来、裁判員制度のビデオ視聴等の学習を重ねていくうちに、私たちが長年取り組んできたカウンセリングの学習の目標になっている、「自分の感じたこと、考えたことを自分の言葉で語る」ということが、裁判員には必要な態度として求められてくることに思い至りました。また評議という形で専門家の裁判官 3 人と市民裁判員 6 人計 9 人で構成されるグループが判決に至るまでの過程とその形式は、私たちがカウンセリングの学習で行ってきたなかの「グループ」学習でのコンセンサスを得るプロセスと重なるところが多く、その本質は変わらないことに気づきました。以来、そのようなことを踏まえて一般市民が裁判員に選ばれた時の準備としての、裁判員制度学習会を法曹界の方々の協力を得て提供を続けてきました。一方では、地方裁判所での刑事裁判の傍聴や、裁判員制度プロジェクトスタッフの、裁判所等主催の模擬裁判の裁判員の体験も重ねてきました。一般市民にとってどうしたら、より有意義な裁判員制度が実施されるようになるかは、私たちの重大な関心事です。これまでの裁判員制度に関する当会の活動については、別紙 2 をご参照下さい。

さて、2009 年度、いよいよ 5 月 21 日から裁判員制度が施行される運びになります。実施後裁判員体験者たちは、(1) 事件の審議自体 (閉鎖空間への拘束の中での審議、事実認定および量刑) から生ずる強い心理的ストレス、および (2) 事件終了後も、守秘義務により裁判員の体験を他人と分かち合えない心理的ストレスを、味わうことになります。これらのストレスに対する「心のケア」を裁判員制度としてどのように対処するかは、この制度が広く一般市民に受け入れられ、司法制度の一部として確立するため

には、非常に重要な問題と考えます。

この「心のケア」につき最高裁判所がこれまで明らかにされた対応策としては、
専門の相談員による、24時間態勢の無料電話相談、
臨床心理士による無料カウンセリング、および
国庫負担による医療機関における治療

が伝えられていますが、これまでの私たちの学習会の参加者の声、講師の意見、アンケート結果や、スタッフの模擬裁判の生々しい裁判員体験を踏まえると、上記の対策では本問題に十分な対応はおぼつかないと考えられます。

2. 提言

そこで、私たちは、裁判員体験者の「心のケア」につき、臨床心理にいう「グループワーク」、すなわち「裁判員体験者のためのアフターケア・グループ」を導入すべきであり、その具体化の検討を早急に開始すべきであることを提言します。

臨床心理でいう治療的な効果を持つ「グループワーク」とは、類似の心理的問題を抱えた人々がグループ（通常6人以上10人以内）を作り、専門家が立ち会い見守る「守られた環境」の中で、自己の体験を他者と分かち合う（シェアする）ことにより、自分の体験を整理し、「心」を癒し、また一定の治療効果も得られる、という手法です。

「裁判員体験者のためのアフターケア・グループ」のひとつのモデルとしては、別紙3を参照して下さい。本提言を具体化するためには、関係者によるさらなる検討が必要で、本モデルは単なるたたき台としての提案とご承知おき下さい。

3. 提言の理由

(1) 一般市民の裁判員体験者は、貴重な体験を得る一方、慣れない非日常場面に長時間、あるいは数日間身をおくため、緊張や興奮、疲れを覚えざるを得ません。評議場面では、果たして自分は他人を裁けるのか、法律という専門性のある分野で自分が事件を理解し判断できるのだろうか、といった不安や葛藤に晒されます。このような環境、葛藤の中で、裁判員は自分で考え、意見を述べなければならず、最終的には、重大事件（特に死刑事件など）の有罪・無罪、また量刑につき決断、判断を迫られるという大変なストレスと、心理的負担を負うこととなります。

(2) 審議の過程では、証拠として提出される凶器や遺体の写真や、事件の内容自体ないし証人等の証言などで加害者と被害者など事件関係者の間で繰り広げられる人間模様に、裁判員が激しく心を揺さぶられる場合が容易に想像されます。場合によっては、これにより裁判員自身が、いわば「事件を浴びる」ことになり、2次的な被害者心理状況となるおそれがあります。

(3) 判決宣告が終わり裁判から解放された後であっても、裁判員たちは、守秘義務に縛られて、そのような、ストレスに晒された非日常的な体験を、他者に真摯に語ることもままならない状態を強いられることとなります。そのことは、守秘義務を負うことが自明とされている法律専門家ならいざ知らず、一般市民にとっては非常に大きな心理的負担となるといわざるを得ません。（別紙4として、学習会アンケート資料、模擬裁判

員体験者の手記等参照して下さい。)

これらの「心のケア」のために「裁判員体験者のためのアフターケア・グループ」が適切であるのは、より安全な守られた場、形で、裁判員の体験者同士で、ある一定の枠づけをおこなうことにより、その許される範囲での裁判員としての体験の分かち合いをすることが可能となるからです。グループでは、裁判員体験者同士でその体験を語り合い分かち合うことで、お互いが味わっていた心理的負担、ストレスがより軽減されたり、まだ未消化のままだったり、感情的に整理されないまま放置されてきた事柄、体験が、より深められ自らに収まっていく重要な心理的な過程や仲間同士での癒しの体験が生じてきやすいのです。

そのことを細かく見ていくと

仲間と体験を分かち合うことで、個人の心理的負担の軽減と、体験の深化により、経験したことをより自分の体験として収めていく（整理する）ことができる。

秘密保持という、経験を他者と分かち合えない苦痛からの、場を限った、ささやかな、しかし重要な意味をもつ解放感が提供される。

仲間同士のアフターケア・グループでは、ピア・カウンセリング効果がおこる。カウンセリングには「ピア・カウンセリング」という手法があるが、仲間同士でお互いを癒しあい、励ましあい、協力しあい、より自然な形で学習成果を高めていく。また、仲間意識が形成され孤独感、孤立感が解消される。（例：アルコール・薬物依存者の会、犯罪被害者の会、親の会）

裁判員体験者に、アフターケア・グループが実施されている情報を広報することにより、裁判員体験者たちには、自分が実際にはこれを利用しなくても、必要があれば、いつでも利用できるという保証、安心感が提供される。

裁判員体験者の「心のケア」につき丁寧なフォローが用意され、受け皿づくりがなされていることを知ることにより、裁判員制度への、一般市民の信頼が高まる。

グループ参加者の発言を通して、裁判員体験者の声を司法に反映させる作用がある。グループ体験者のアンケート等参加者の了解を得られた記録を、裁判所に提供していくことにより、裁判員制度をよりよいものにするための、見直しや点検をする役に立つ。

以上の様な諸効果は、単なる電話相談や個別のカウンセリングでは得られない、深く広いものと考えられます。裁判員の「心のケア」に、グループワーク導入を提言する大きな理由がこれです。

4．提言具体化の方策

提言具体化のための検討には、裁判所をはじめとする法曹関係者のみならず、臨床心理の専門家の参加がぜひとも必要です。「日本臨床心理士会」に依頼することも可能でしょう。又、個人の体験プロセスに焦点を当てたグループには、フォーカシングという技法がありますが、その技法を活かしている「日本フォーカシング協会」は全国的な規模で活動を行っていますので、その協会の協力を得ることも可能と思われます。また、

様々な心理臨床活動を長年行っている「日本・精神技術研究所」の協力を得ることも可能です。

ACOとしては、このような提言をする以上、「日本臨床心理士会」、「日本フォーカシング協会」および「日本・精神技術研究所」への橋渡しの役割にもできるだけ協力していきたく思っています。ACO自身グループワークをすでに一般の方がたに30年近く提供してきているという経験を生かし、可能な範囲ではいかなる協力をも惜しみません。

以上